

令和2年第3回中間市議会定例会会期日程（案）

（会 期 6月16日～6月26日：11日間）

月 日	曜	本 会 議	委員会	審 査 事 項
6月16日	火	開 議 午前10時		1. 会期の決定 2. 同意案第1号～同意案第9号 3. 承認第6号・承認第7号 4. 第39号議案～第48号議案 5. 請願第2号・請願第3号 「 議案上程・提案理由説明・趣旨説明 」 「 質疑・討論・採決 」
6月17日	水	休 会		
6月18日	木	開 議 午前10時		1. 一般質問 2. 承認第6号・承認第7号 3. 第39号議案～第48号議案 4. 請願第2号・請願第3号 [質疑・討論・採決・委員会付託]
6月19日	金	休 会		
6月20日	土	休 会		
6月21日	日	休 会		
6月22日	月	休 会	委員会	
6月23日	火	休 会	委員会	
6月24日	水	休 会	委員会	
6月25日	木	休 会		
6月26日	金	開 議 午前10時		1. 第39号議案～第49号議案 2. 請願第2号・請願第3号 3. 意見書案第5号・意見書案第6号 「 議案上程・提案理由説明 」 「 委員長報告・質疑・討論・採決 」

諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会

令和2年6月16日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を、令和2年5月19日、6月8日、12日付で監査委員から下記のとおりそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 令和2年3月分 |
| (2) 水道事業会計 | 令和2年3月分 |
| (3) 病院事業会計 | 令和2年2月分 |

2. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度中間市一般会計繰越明許費繰越計算書を6月3日付で市長から受領した。

3. 地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度中間市一般会計事故繰越し繰越計算書を6月3日付で市長から受領した。

議事日程 (第1号)

令和2年6月16日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第1号 教育委員会委員の任命について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第2号 中間市等公平委員会委員の選任について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 同意案第3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意案第4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 6 同意案第5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 7 同意案第6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意案第7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意案第8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意案第9号 農業委員会委員の任命について
(日程第4～日程第10 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第11 承認第6号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算
(第2号))
- 日程第12 承認第7号 専決処分を報告し、承認を求めることについて
(令和2年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算(第
1号))
(日程第11～日程第12 提案理由説明)
- 日程第13 第39号議案 令和2年度中間市一般会計補正予算(第2号)
(日程第13 提案理由説明)
- 日程第14 第40号議案 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第15 第41号議案 中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第16 第42号議案 中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第43号議案 中間市介護保険条例の一部を改正する条例
(日程第14～日程第17 提案理由説明)

- 日程第18 第44号議案 中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例
- 日程第19 第45号議案 中間市中央公民館条例を廃止する条例
(日程第18～日程第19 提案理由説明)
- 日程第20 第46号議案 中間市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例
(日程第20 提案理由説明)
- 日程第21 第47号議案 公の施設の指定管理者の指定について(中鶴地区地域優良賃貸住宅1号棟)
(日程第21 提案理由説明)
- 日程第22 第48号議案 中間市道路線の変更について
(日程第22 提案理由説明)
- 日程第23 請願第2号 中央公民館廃止でなく、存続を求める請願
(日程第23 趣旨説明)
- 日程第24 請願第3号 中央公民館廃止の凍結を求める請願
(日程第24 趣旨説明)
- 日程第25 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(14名)

1番 植本 種實君	2番 小林 信一君
3番 堀田 克也君	4番 柴田 芳信君
5番 田口 澄雄君	7番 掛田るみ子君
9番 中尾 淳子君	10番 山本 慎悟君
11番 安田 明美君	12番 梅澤 恭徳君
13番 柴田 広辞君	14番 中野 勝寛君
15番 井上 太一君	16番 下川 俊秀君

欠席議員(2名)

6番 田中多輝子君	8番 草場 満彦君
-----------	-----------

欠 員(1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	福田 浩君	副市長	………	白尾 啓介君
教育長	………	片平 慎一君	総務部長	………	田中 英敏君
市民部長	………	船津喜久男君	保健福祉部長	………	藤田 宜久君
建設産業部長	………	篠田 耕一君	教育部長	………	佐伯 道雄君
総務課長	………	後藤 謙治君	財政課長	………	蔵元 洋一君
人権男女共同参画課長	………				大庭 省二君
健康増進課長	………	岩河内弘子君	都市計画課長	………	白石 和也君
産業振興課長	………	山本 竜男君	生涯学習課長	………	米満 孝智君

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	東 隆浩君
書記	志垣 憲一君	書記	千々和 完君

午前10時00分開会

○議長（下川 俊秀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。これより令和2年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

この際、日程に入ります前に、諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しております。朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

また、今定例会から、執行部職員にタブレット等の議場への持ち込みを許可しておりますので、ご報告いたします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、6月定例会においても、議員の議席及び執行部席の間隔を空けておりますので、ご了承をお願いします。

日程第1. 会期の決定

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から6月26日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は11日間と決しました。

日程第2. 同意案第1号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第2、同意案第1号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

皆様、おはようございます。それでは、同意案第1号教員委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の教育委員会委員であります河本直子氏の任期が、今月30日で満了となりますことから、後任の委員といたしまして、教育行政に高い識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。

ご同意のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

討論なしと認めます。

これより、同意案第1号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議案となっております同意案第1号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第1号は同意することに決しました。

日程第3. 同意案第2号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第3、同意案第2号中間市等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

同意案第2号中間市等公平委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

中間市等公平委員会委員であります杉野貴人氏の任期が、今年30日で満了となりますことから、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に優れた識見を有しておられます同氏を引き続き任命いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項及び中間市等公平委員会共同設置規約第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより、同意案第2号中間市等公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第2号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第2号は同意することに決しました。

日程第 4. 同意案第3号

日程第 5. 同意案第4号

日程第 6. 同意案第5号

日程第 7. 同意案第6号

日程第 8. 同意案第7号

日程第 9. 同意案第8号

日程第10. 同意案第9号

○議長(下川 俊秀君)

次に、日程第4、同意案第3号から日程第10、同意案第9号までの同意案7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長(福田 浩君)

同意案第3号農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、

かつ当該所掌事項に関し利害関係を有しない井上俊子氏を同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第4号農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる白橋宏氏を同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第5号農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ認定農業者である牧野謙二氏を同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第6号農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができる貞末照氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第7号農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ認定農業者である柴田功氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第8号農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ認定農業者である花田正則氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、同意案第9号農業委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本市の農業委員会委員は、来月19日をもちまして、その任期が満了となりますことから、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関し職務を適切に行うことができ、かつ認定農業者である日高誠司氏を引き続き同委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案7件は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

討論なしと認めます。

これより、同意案第3号から同意案第9号までの同意案7件を、順次、採決いたします。議題のうち、まず同意案第3号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第3号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第3号は同意することに決しました。

次に、同意案第4号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第4号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第4号は同意することに決しました。

次に、同意案第5号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第5号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(下川 俊秀君)

ご異議なしと認めます。よって、同意案第5号は同意することに決しました。

次に、同意案第6号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。同意案第6号については、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第6号は同意することに決しました。
次に、同意案第7号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第7号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第7号は同意することに決しました。
次に、同意案第8号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第8号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第8号は同意することに決しました。
次に、同意案第9号農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。同意案第9号については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（下川 俊秀君）

ご異議なしと認めます。よって、同意案第9号は同意することに決しました。

日程第11. 承認第6号

日程第12. 承認第7号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第11、承認第6号及び日程第12、承認第7号の専決処分2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

承認第6号令和2年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）につきましては、本年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告申し上げます。

令和元年度の中間市特別会計国民健康保険事業の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては49億130万円、また、歳出総額にあつては58億1,210万円となり、差引き9億1,070万円の不足が生じました。

これを補填するため、令和2年度補正予算として、歳出につきましては9款の前年度繰

上充用金に、また、歳入につきましては8款の諸収入に、それぞれ9億1,077万4,000円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億1,500万2,000円といたしました。

なお、令和元年度単年度決算につきましては3,860万円の黒字決算となっております。

この要因といたしましては、療養費に充当する普通交付金の概算交付額が過大交付となったことなどによるものであり、この過大交付分は令和2年度に精算予定であることから、国保財政の根本的な改善には至っておりません。

また、国民健康保険税につきましては、被保険者数の減少等により前年度より3,890万円の減額となっております。

収納率に関しましては、前年度から0.63ポイントの上昇となる83.58%となっております。

また、今後の国民健康保険財政につきましては、福岡県に納付する国民健康保険事業費納付金の増加等に伴い、より厳しい状況となることが見込まれることから、引き続き国民健康保険税率の適正化、各種補助金等の活用による財源確保及び保健事業への積極的な取組による医療費の適正化に努め、福岡県と連携し国民健康保険財政の健全化を図ってまいり所存でございます。

次に、承認第7号令和2年度中間市住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）につきましては、本年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

令和元年度の中間市住宅新築資金等特別会計の決算を調製いたしましたところ、歳入総額にあつては300万円、また、歳出総額にあつては3億3,780万円となり、差引き3億3,480万円の不足が生じました。

これを補填するため、歳出につきましては2款前年度繰上充用金に、また、歳入につきましては2款諸収入に、それぞれ3億3,480万4,000円を追加し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ3億3,619万8,000円といたしました。

なお、単年度収支におきましては260万円の黒字決算となっております。

また、債権の回収及び債権放棄による債務残高の減少に伴い、平成22年度決算額6億1,445万円に対しまして、令和元年度決算額は3億3,780万円となっております。

今後におきましても、未収債権回収に鋭意取り組んでまいります。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております専決処分2件に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第13. 第39号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第13、第39号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第39号議案令和2年度中間市一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

まず、今回の補正予算の歳出の主なものといたしまして、民生費におきまして、高齢者の長寿を祝福し敬老の意を表することを目的として、88歳の方に1万円、99歳以上の方に3万円を支給する長寿祝金を510万円、待機児童の解消に向けた取組として、保育園園舎の整備に対する補助金を3,190万円計上いたしております。

教育費におきましては、国が推進するGIGAスクール構想に関する経費として、ICT教育に関する学習支援員の配置に要する経費を340万円、事業前倒しに伴う生徒用タブレット端末の整備費を1億970万円計上いたしております。

これにより、3月定例市議会で議決をいただいた令和元年度補正予算と合わせて市内小中学校全学年で児童生徒1人1台端末環境を実現します。

また、新型コロナウイルス感染症対策に必要となる非接触体温計などの購入費に90万円を、保護者の負担軽減のため、本年3月2日から春休みまでの臨時休校期間における学校給食費の返金に係る補助金50万円をそれぞれ計上いたしております。

次に、こうした経費の財源となります歳入につきましては、国庫支出金におきまして保育園の増改築助成に保育所等整備事業費補助金を2,830万円、GIGAスクールサポーター配置支援事業費補助金を160万円、臨時休校中の給食費負担軽減として小・中学校臨時休校対策費補助金を40万円、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費として小・中学校保健特別対策事業費補助金を40万円、GIGAスクール端末整備補助金を5,460万円計上しております。

以上により、歳入歳出それぞれ8,556万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ239億2,162万6,000円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第39号議案に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第14. 第40号議案

日程第15. 第41号議案

日程第16. 第42号議案

日程第17. 第43号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第14、第40号議案から日程第17、第43号議案までの条例改正4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第40号議案中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、厚生労働省令であります放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正され、本年4月1日に施行されたことに伴うものでございます。

改正の内容といたしましては、省令におきまして放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡大を図るため、都道府県知事または指定都市の長が行う研修に加え、中核市の長が実施する研修が対象とされましたところ、同省令は市町村の条例において参酌すべきとされておりますことから、これと同様の改正を行うものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

次に、第41号議案中間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方々等に係る国民健康保険税の減免を行った市町村等に対する財政支援に係る記述が盛り込まれたことに伴うものでございます。

改正の内容としましては、本年2月1日から来年3月31日までの間に納期限が設定されている令和元年度分及び令和2年度分の保険税について、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病、失業等による収入減少等が新型コロナウイルス感染症の影響及びその蔓延防止を理由とする場合における減免の基準等の特例を設けるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日とし、令和2年2月1日から適用することといたしております。

次に、第42号議案中間市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本年3月10日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対し、後期高齢者医療広域連合が実施する傷病手当金の支給につきましては、全額国が財政支援することが決定されたことから、厚生労働省から全国の後期高齢者医療広域連合に対して、傷病手当金を支給することにつ

いて検討するよう依頼がなされました。

今回の条例改正は、厚生労働省から依頼を受けました福岡県後期高齢者医療広域連合におきまして、傷病手当金を支給する決定がなされましたことから、福岡県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、本市におきましても傷病手当金の支給事務に関し整備を行うものでございます。

条例の改正内容といたしましては、市において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付事務を加えるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日からといたしております。

次に、第43号議案中間市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、本年4月7日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した方々等に係る介護保険料の減免を行った市町村等に対する財政支援に係る記述が盛り込まれたことに伴うものでございます。

改正の内容としましては、本年2月1日から来年3月31日までの間に納期限が設定されている令和元年度分及び令和2年度分の保険料について、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の死亡または重篤な傷病、失業等による収入減少等が新型コロナウイルス感染症の影響及びその蔓延防止を理由とする場合における減免申請の期限の特例を設けるものでございます。

なお、条例の施行日につきましては、公布の日といたしております。

ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例改正4件に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第18．第44号議案

日程第19．第45号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第18、第44号議案及び日程第19、第45号議案の条例廃止2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第44号議案中間市働く婦人の家設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市働く婦人の家は、勤労婦人福祉法に基づき、昭和55年に開館し多くの女性市民

の活動の場として利用されてきました。

しかしながら、勤労婦人福祉法の改正によって、昭和60年にいわゆる男女雇用機会均等法が制定されてから30年以上が経過し、雇用状況や日常生活における男女の格差が解消されつつあることから、働く婦人の家の有する女性市民の活動の場としての意義は薄れており、現在では社会教育施設と同等の施設として、会議室、体育館、陶芸作業所の貸館事業が主なものとなっております。

また、雇用その他女性に関する様々な相談業務については、現在は人権男女共同参画課男女共同参画係に所管が引き継がれ、人権センターで相談を受け付けております。

また、働く婦人の家につきましては、建築後約40年が経過しており、老朽化による各種設備の不良に加えバリアフリー化がなされておらず、また、旧耐震基準で建築された施設であることから、今後も継続して運営するためには耐震改修を含む大規模改修が必要な状況となっております。

施設の現状を鑑みますと、近年頻発している想定外の地震等の災害時に市民の皆様の安全を確保することは困難であり、また、現在の本市の財政状況では多額の費用を必要とする大規模改修の実施も困難でございます。

このような事情に加え、生涯学習センター等の耐震基準を満たした類似施設があり代替施設となり得ることを踏まえ、市の面積や今後の人口推移等の現状に即した公共施設の在り方について検討を重ねた結果、中間市行政改革推進本部において、働く婦人の家を廃止する方針を決定したものでございます。

今後につきましては、現在の利用者にとしっかりと寄り添いながら、代替施設で継続して学習活動等が実施できるよう支援するなど、廃止による市民サービスの低下を極力抑えるよう努めてまいります。

なお、条例の施行日につきましては、市民の方への周知期間を踏まえ、令和3年4月1日といたしております。

次に、第45号議案中間市中央公民館条例を廃止する条例について、提案理由を申し上げます。

中間市中央公民館は、昭和40年代以降、全国の自治体で公民館施設が建設される中、公民館及び市民会館に類する集会施設がなかった本市において、社会教育施設の中核的な役割を果たす施設として、昭和53年度に国の補助金を活用して設置され、現在に至るまで定期講座や講演会、サークル活動など、多くの方々から様々な目的で利用されてきたところでございます。

また、市民の皆様様の文化芸術活動及び生涯学習の場につきましては、中間市中央公民館を中心として、昭和55年に働く婦人の家、平成6年に生涯学習センター、平成8年になかまハーモニーホールを建設し、整備を行ってきたところでございます。

しかしながら、中央公民館は建築後約40年が経過し、老朽化により消防設備、給排水

設備等、各所に不具合が生じており、また、旧耐震基準に基づいて建築された施設であることから、今後も継続して運営していくためには耐震改修を含む大規模改修が必要な状況でございます。

施設の現状を鑑みますと、近年頻発している想定外の地震等の災害時に市民の皆様の安全を確保することは困難であり、また、現在の本市の財政状況では施設の維持や大規模改修等に要する多額の費用の負担も困難でございます。

係る事情に加え、生涯学習センター等の耐震基準を満たした類似施設があり代替施設となり得ること、市の施設の設置等について市の面積及び今後の人口推移を考慮した上で現状に即した見直しが必要であることを踏まえ、検討を重ねた結果、中間市行政改革推進本部において、中央公民館を廃止する方針を決定したものでございます。

今後につきましては、中央公民館の主な代替施設となる生涯学習センターを本市の社会教育施設の中心に位置づけ、現在の利用者については代替施設で継続して学習活動等が実施できるよう支援する、中央公民館で実施している事業についても代替施設で継続実施するなど、市民の皆様にしっかりと寄り添い中央公民館廃止による市民サービスの低下を極力抑えるよう努めてまいります。

なお、条例の施行日につきましては、市民の方への周知期間を踏まえ、令和3年4月1日といたしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております条例廃止2件に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第20. 第46号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第20、第46号議案中間市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第46号議案中間市地域優良賃貸住宅の設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

子育て世代を中心とする世帯などの市内への定住及び市外からの移住を促進し、もって市の発展に寄与することを目的とする中間市地域優良賃貸住宅の整備につきましては、民間資金等の活用による公共施設の整備等の促進に関する法律に基づき、本年3月市議会定例会において事業契約に関する議決をいただき、現在、中鶴地区定住促進住宅整備事業として実施しております。

この条例は、同事業における中間市地域優良賃貸住宅の整備に当たって、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるものでございます。

条例の主な内容といたしましては、まず、施設の設置に関しまして、名称を中鶴地区地域優良賃貸住宅1号棟、位置を中鶴1丁目25番といたしております。

次に、施設の運営に関しまして、入居手続、入居者の資格、家賃等に係る規定を設けております。また、指定管理者による管理が可能となるよう、指定管理者が行う業務や管理基準等の規定を設けております。

なお、条例の施行日につきましては、令和3年4月1日といたしておりますが、併せて準備行為の規定を設け、施行日前においても指定管理者の指定やその手続、入居者の募集等を行うことができることとしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第46号議案に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第21. 第47号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第21、第47号議案公の施設の指定管理者の指定について（中鶴地区地域優良賃貸住宅1号棟）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第47号議案公の施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

中間市地域優良賃貸住宅は、先ほど第46号議案でご説明申し上げましたとおり、中鶴地区に整備する定住促進住宅でございます。

当該住宅整備事業につきましては、本年3月市議会定例会において事業契約に関する議決をいただいたところですが、この事業は施設の整備及び運営を一括して委託するものであり、事業期間において生じる維持管理及び運営を事業契約の相手方であり、株式会社L i v a b l e なかまが指定管理者として行うことを想定しております。

指定管理者の候補者の選定につきましては公募が原則ではございますが、さきに条例改正の議決をいただいたとおり、中間市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項におきまして、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、公募によって選定された事業者については公募によらず当該公の施設に係る指定管理者の候補者として選定することができることと規定されておりますことを踏まえ、同条例施行規則第5条に規定する指定管理者選定委員会による審議を経て選考を行いました結果、株式会社L i v a b l e なかまを指定管理者の候補者として選定いたしました。

た。

指定期間につきましては、事業契約にある維持管理及び運営の期間と同様に、令和3年4月1日から令和33年3月31日までの30年間とするものでございます。

つきましては、株式会社L i v a b l eなかまを中鶴地区地域優良賃貸住宅1号棟の指定管理者として指定し、指定期間を令和3年4月1日から令和33年3月31日までの30年間とすることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第47号議案に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第22. 第48号議案

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第22、第48号議案中間市道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福田市長。

○市長（福田 浩君）

第48号議案中間市道路線の変更について、提案理由を申し上げます。

今回、変更いたします路線は、小田ヶ浦8号線及び中ノ谷10号線の2路線でございます。

まず、小田ヶ浦8号線につきましては、未認定箇所のうち従来から当該地区住民の生活道路として利用されている箇所を延長するものでございます。

また、中ノ谷10号線につきましては、垣生地内の開発行為に伴い当該道路の寄附を受けたことにより延長するものでございます。

道路の概要といたしましては、小田ヶ浦8号線にあつては、幅員8.92メートル、実延長735.84メートルを幅員8.86メートル、実延長807.86メートルに、中ノ谷10号線にあつては、幅員6.08メートル、実延長28.13メートルを幅員6.07メートル、実延長34.13メートルに変更するものでございます。

以上のとおり2路線を変更するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております第48号議案に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第23. 請願第2号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第23、請願第2号中央公民館廃止でなく、存続を求める請願を議題といたします。

趣旨説明を求めます。柴田芳信君。

○議員（4番 柴田 芳信君）

日本共産党の柴田芳信です。中央公民館廃止でなく、存続を求める請願書についての趣旨説明を行います。

中間市行政改革推進本部は、1月15日に財政難を理由に、地域総合福祉会館ハピネスなかま、中央公民館、働く婦人の家、市役所東部出張所、西部出張所を廃止し、市立さくら保育園を民間に譲渡することを決定しました。

中でも、中央公民館は、年間延べ3万7,600人もの市民が利用し、36サークルが活動され、中間市の文化を築いてまいりました。

地方自治法第1条の2では、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとうたわれており、公共施設は市民の皆さんの共同財産であると理解しています。

平成30年12月には、中間市社会教育施設等あり方検討委員会報告書が出されており、中央公民館は、本市の社会教育の中核的な役割を果たすことを目的とした必要な施設である。利用者の視点や管理者視点からも評価が高い。したがって、今後も保有すべき施設として積極的に維持管理を行うとともに、維持保全を図るため、耐震化の改修等を実施し適正に維持更新を行うこととされており、目標年数として築40年が経過となるが、耐震改修等を実施し目標耐用年数を70年として使用していくと出されておりました。

今、国は積極的な財政支援を、制度改善はせず逆に地方にさらなる行政改革や経費節減を求めています。まさに国の方針そのままに事を進めようとしているのが今の中間市ではないでしょうか。

公民館は、住民の教養の向上、健康の増進を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると、社会教育法第20条でうたわれています。公の施設であります。中央公民館の廃止は、その役割を放棄するものです。

市民、利用者、従事者の意見、要望を聞き、施設の廃止でなく、維持、向上を図り、中央公民館を存続させ、文化施設を守ることを切に願いつつ、請願書の趣旨説明を終わらせていただきます。

多くの皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております請願第2号に対する質疑は、6月18日の本会議で行い

ますので、ご了承をお願いいたします。

日程第24. 請願第3号

○議長（下川 俊秀君）

次に、日程第24、請願第3号中央公民館廃止の凍結を求める請願を議題といたします。
趣旨説明を求めます。堀田克也君。

○議員（3番 堀田 克也君）

明政クラブの堀田克也です。請願第3号中央公民館廃止の凍結を求める請願書について、趣旨説明を行います。

中央公民館は、昭和53年に、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進を目的に建設され、その活動を担ってきました。

施設の老朽化に伴い、建て替え、維持補修の議論がされてきましたが、平成30年12月の中間市社会教育施設等あり方検討委員会で、本市の社会教育の中核的な役割を果たすことを目的とした必要な施設である。今後も保有すべき施設として積極的に維持管理を行うとともに、耐震化の改修等を実施し適正に維持更新を行うこととするとされました。

しかし、本年1月15日に、新聞報道により市民に廃止の説明をする前に唐突に廃止の発表がなされました。その後の対応としても、利用者市民に対して廃止の決定に対しての十分な説明、また、代替施設や今後の事業方法などの詳しい説明が行われていません。いまだに今後の取扱いが分からない市民が大勢います。このような状態の中で廃止を決定することに対して容認することはできません。

これから、利用者市民に対して、十分に丁寧な説明をしていただき、その上で今後の在り方を決定していくことを強く要望して、中央公民館廃止の凍結を求めます。

○議長（下川 俊秀君）

ただいま議題となっております請願第3号に対する質疑は、6月18日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第25. 会議録署名議員の指名

○議長（下川 俊秀君）

これより、日程第25、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、田口澄雄君及び梅澤恭徳君を指名いたします。

○議長（下川 俊秀君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午前10時44分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 下 川 俊 秀

議 員 田 口 澄 雄

議 員 梅 澤 恭 徳

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員